

随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	剪定枝粉碎処理等派遣業務
2. 発注室	環境対策室
3. 業務概要・契約期間	<p>令和6年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>① 発注者が指示した場所まで、名張市所有の剪定枝粉碎処理車（以下「チッパー車」という）で移動し、枝木類の粉碎処理を行い、指示した場所へ処理物の排出を行うこと。</p> <p>② 発注者の指示に基づき、チッパー車で学校等へ出向き、粉碎処理の実演や説明等を行うこと。</p> <p>③ 業務実績を発注者指定の日報に記入すること。</p> <p>④ その他、発注者が指示した業務を行うこと。</p>
4. 場所	名張市鴻之台1番町ほか 地内
5. 契約予定日	令和6年4月1日
6. 契約相手方の決定方法	本公表に示した参加資格を有すると発注担当者が判断した者であって、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者。
7. 選定基準	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。